

【参考 1】選挙公報

※実寸…ブランケット判

(1) 令和3年7月4日執行

東京都議会議員選挙(世田谷区選挙区)選挙公報

(定数 8 人)

東京都選挙管理委員会

This image is a collage of political campaign posters from the 2020 Tokyo Metropolitan Assembly election. It includes posters for the following candidates and parties:

- 五輪より命** オリンピックは中止しコロナ対策に総力を実現 (Minna to Kiken wa Shitei ni Souteki ni Souteki ni Souteki ni Souteki ni)
- 里吉ゆみ** 日本共産党 (Rikiyoshi Yumi, Japan Communist Party)
- 格差は人災です 草の根革命で格差解消を** ハト派 (Kakusho wa Ninkai desu. San no hen Rekishi de Kakusho kaisho o)
- 岸泰正** 都民ファーストの会公認 (Kishi Taisho, Minato-futostu no Kai Kounin)
- 木村基成** 都民ファーストの会公認 (Kimura Keishou, Minato-futostu no Kai Kounin)

The posters contain various slogans, portraits of the candidates, and QR codes linking to their websites.

(この選挙公報は、東京都議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和38年東京都条例第3号)第4条第1項の規定により、候補者から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものです。)

(3) 令和3年7月4日執行

東京都議会議員選挙(世田谷区選挙区)選挙公報

(定数 8 人)

東京都選挙管理委員会

都民の「いのち」と「暮らし」を守り抜く!

たかく則男が実現しました!

- ❖ 新型コロナ対策の最前線に立ち、
ワクチン接種とPCR検査体制を拡充
 - ❖ 区の施設での自駆機設置使用料を入札制度に切り替えるなど、
この10年間で約5億円の新たな財源を確保
 - ❖ 胃がんリスク(ABC)検査**(800円)**や、
胃がん内視鏡検査(1,500円)を区の検診に導入
 - ❖ 洪水時に避難所となる各区内の全小中学校体育館にて**T-Aクン**を設置



公明党公認

たかく則男

高久のりお



れいわ新選組 公認

ふうせわ
純子
くじゅんこ
おはな
親選組 公認



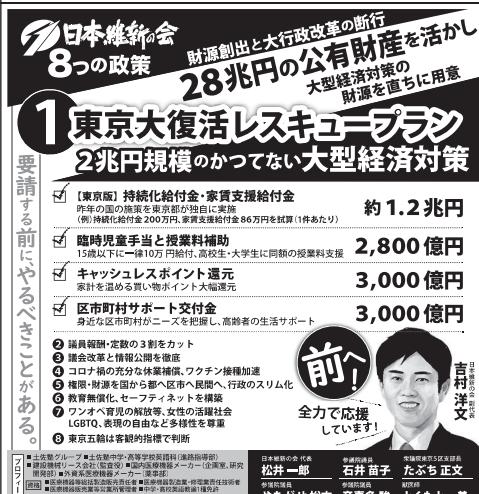
ともに、その先へ
自民党的新しい力 詳報

詳細は [\[リンク\]](#)

• 100



まつ
小松タヌケ
自民党 公認



日本維新の会
公認

岡林
ひろか



風間ゆたかのめざす東京

人本文化



立憲民主党

(この選挙公報は、市町議会議員の選舉における選挙公報の範囲に属する投票用紙の印字例である。印字の内容は、選挙権者と投票所の名前を記載するものと、候補者の氏名と選舉制度の名前である。)

投票日 7月4日(日) 午前7時から午後8時まで

期日前投票期間 6月26日(土)～7月3日(土) 午前8時30分から午後8時まで

期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など

(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)

新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします

選挙管理委員会が実施する新型コロナウイルス感染症対策

- 投票所・期日前投票所にはアルコール消毒液を配置
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的な換気
- 記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は定期的に消毒

有権者の皆様へのお願い

- マスク着用や咳エチケット、来場前・帰宅後の手洗い等
- 周囲の方との距離の確保

新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている有権者は特例郵便等投票が利用できます

投票用紙の請求期限 6月30日(水) 午後5時まで

投票用紙の請求先 区市町村選挙管理委員会

特例郵便等投票の対象者

東京都議会議員選挙の有権者で、投票用紙の請求の時点で、以下の外出自粓期間・隔離等措置期間が
6月26日(土)から7月4日(日)までの間にかかると見込まれる方

- 感染症法・検疫法の規定により外出自粓要請を受けた方(但し、濃厚接触者は対象外)
- 検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設に収容されている方

(特例郵便等投票の対象者及び投票方法については、東京都選挙管理委員会の特設ホームページで

ご確認いただかずか、お住まいの区市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

特例郵便等投票のご案内：<https://www.r3togen.metro.tokyo.lg.jp/covid-voting.html>